

年金記録の再確認を  
お願いします

## 障害基礎年金の受給要件・支給開始時期・計算方法

180010-264-182-373 更新日：2015年11月12日 印刷する

### 申請・手続きを調べる

- 20歳になつた方
- 年金に加入している(する)方
- 事業主の方
- 年金を請求する方
- 年金受給者の方
- 海外に居住する方
- 年金相談をする方

### 年金のことを調べる

- 年金制度全般
- 加入と保険料納付
  - 国民年金
  - 厚生年金保険
  - <健康保険(協会けんぽ)>
- 年金の受け取り
  - 老齢年金
  - 障害年金
  - 遺族年金
  - その他の給付
  - これから受給する方(60-65歳)
- 社会保険協定
- 各種特例法

通知書の見方を調べる  
(ねんきん定期票や年金受給者  
あて自動通知など)

### 年金用語集

### パンフレット

主な疑義照会と  
回答

### システム刷新プロジェクト

社会保障教育教材  
(厚生労働省ホームページへ)

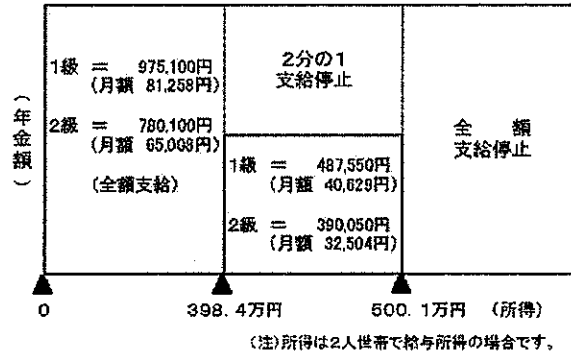
### アクセスランキング

- 1位 年金のことを調べる
  - 2位 国民年金保険料
  - 3位 保険料額表(平成2...
  - 4位 申請・届出様式
  - 5位 保険料を納めること...
  - 6位 これから受給する方...
  - 7位 老齢年金(昭和16...
- 一覧を見る

国民年金(障害基礎年金)	
支給要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民年金に加入している間に初診日があること ※20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。</li> <li>2. 一定の障害の状態にあること</li> <li>3. 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</li> </ol>
障害認定時	<p>初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。</p> <p>※ 例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6ヶ月以内に、次の1.~7.に該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人工透析療法を行っている場合は、透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日</li> <li>2. 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日</li> <li>3. 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した場合は、装着した日</li> <li>4. 人工肛門の造設、尿路変更術を施行した場合は、造設又は手術を施した日から起算して6か月を経過した日</li> <li>5. 新膀胱を造設した場合は、造設した日</li> <li>6. 切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日(障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日)</li> <li>7. 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日</li> <li>8. 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日</li> </ol>
年金額 (平成27年 4月分から)	<p>【1級】 780,100円×1.25+子の加算 【2級】 780,100円+子の加算</p> <p>子の加算</p> <p>第1子・第2子 各 224,500円 第3子以降 各 74,800円</p> <p>子とは次の者に限る</p> <p>18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者</p>
障害等級の例	<p>1級</p> <p>両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの その他</p> <p>2級</p> <p>1上肢の機能に著しい障害を有するもの 1下肢の機能に著しい障害を有するもの 両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの その他</p>
障害認定基準	国民年金・厚生年金保険 障害認定基準

## 20歳前傷病による障害基礎年金にかかる所得制限

20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が398万4千円(2人世帯)を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、500万1千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。



なお、世帯人数が増加した場合、扶養親族1人につき所得制限額が38万円(※)加算されます。

※対象となる扶養親族が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは、1人につき48万円加算。特定扶養親族等であるときは1人につき63万円加算となります。

また、1人世帯(扶養親族なし)については、所得額が360万4千円を超える場合に年金額の2分の1が支給停止となり、462万1千円を超える場合に全額支給停止となります。

[上に戻る](#)

[個人情報の保護について](#) [関連サイト](#) [このサイトについて](#)

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

Copyright © 2012 Japan Pension Service All Rights Reserved.

## 施行令別表等

## (1) 国民年金法施行令別表

## (障害等級)

第4条の6 法第30条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

## 別表(第4条の6関係)

障害の程度		障害の状態
1 級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。